

# 重要事項説明書    デイサービス    出雲岬

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次	
1	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・ 2
4	職員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5	当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 3
6	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 1 事業者

- (1) 法人名            医療法人    ころろ    勝北診療所
- (2) 法人所在地      岡山県津山市杉宮14番地2
- (3) 電話番号        (0868) 29-2324
- (4) 代表者氏名      理事長    平井    龍三
- (5) 設立年月日      平成16年12月1日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類      指定通所介護事業所    平成25年4月1日    指定
- (2) 事業所の目的      当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称      デイサービス    出雲岬
- (4) 事業所の所在地    岡山県勝田郡勝央町植月中1540番地10
- (5) 電話番号            (0868) 38-7177
- (6) 事業所長（管理者）氏名    板倉    保恵
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所は、ご契約者（利用者）の心身の状況を把握し、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持及び利用者の社会的孤立感

の解消を図るとともに、その家族の身体的負担と精神的負担を軽減するために、必要な介護並びに健康保持の為の相談・助言等の通所介護サービスを提供します。

(8) 開設年月日 平成25年4月1日

(9) 利用定員 24名

### 3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 勝央町、津山東中学校区及び旧勝北町の区域、美作市(旧美作町・旧勝田町)、奈義町

(2) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日から土曜日まで  
(日曜日及び12月29日から翌年1月3日まではお休みします。)

営業時間 8時20分～17時20分

サービス提供時間 9時30分～16時30分

### 4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	指定基準	人員配置
1	管理者	1名	1名
2	介護職員	1名以上	1名以上
3	生活相談員	1名以上	1名以上
4	看護職員	1名以上	1名以上
5	機能訓練指導員	1名以上	1名以上

<主な職種の勤務体系>

	職種	勤務体制
1	介護職員	勤務時間：8時20分～17時20分
2	生活相談員	勤務時間：8時20分～17時20分
3	看護職員	勤務時間：8時20分～17時20分
4	機能訓練指導員	勤務時間：8時20分～17時20分

### 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ① 入浴

・入浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用して車いすで入浴することができます。

#### ② 排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

#### ③ 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④ 健康管理

・看護職員が健康管理を行います。

#### ⑤ 送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

### <サービス利用料金（1日あたり）>

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事代をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

\*ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻しされます。

（償還払い） また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。こうした償還払いなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食（おやつ代を含む） 700円

#### ② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことがあります。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

## ② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合には無償で提供いたします。

## ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

### (3) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに係る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

#### ○ 指定口座への振り込み

中国銀行 日本原支店 普通預金 1349056

#### ○ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：中国銀行 ・ 晴れの国岡山農業協同組合

### (4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6 非常災害時の対応について

非常災害時は、人命保護を最優先とした措置を行うことを前提として、これら非常災害に備えるために、毎年避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 7 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故防止のため、転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離設などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。

(3) 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

## 8 高齢者虐待の防止

ご利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者

虐待防止に関する窓口：生活相談員

(2) 研修などを通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4) 虐待防止委員会を設置しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

(6) 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 9 提供するサービスの第三者評価

実施していません

## 10 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 板倉 保恵

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：00～17：20

また、苦情受付ボックス（意見箱）を事業所窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付

勝央町役場	健康福祉部	所在地	岡山県勝田郡勝央町平242-1
	介護保険係	電話番号	0868-38-7102
		受付時間	8:30~17:15
津山市役所	高齢介護課	所在地	岡山県津山市山北520
	介護保険係	電話番号	0868-32-2070
		受付時間	8:30~17:15
奈義町役場		所在地	岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1
保健相談センター		電話番号	0868-36-6700
		受付時間	8:30~17:15
美作市役所	保健福祉部	所在地	岡山県美作市北山390-2
		電話番号	0868-72-7701
		受付時間	8:30~17:15
岡山県		所在地	岡山市南区桑田町17番5号
国民健康保険団体連合会		電話番号	086-223-8811
		受付時間	8:30~17:00
岡山県		所在地	岡山市北区南方2丁目13-1
介護保険運営適正委員会		電話番号	086-226-9400
		受付時間	8:30~17:15

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人 ころろ 勝北診療所  
指定通所介護 デイサービス 出雲川

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<代理人を選任した場合>

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者との関係 \_\_\_\_\_